

第 20 回 吉野町子ども・子育て会議

会 議 要 旨

■日時：令和 6 年 12 月 4 日（水） 午後 7 時 00 分～午後 8 時 30 分

■場所：吉野町中央公民館 2 階 第 3 研修室

■出席者：

	氏名	所属・役職名等
1	石井 峰照	吉野町連合 PTA 代表
2	大矢 貴司	よしのこども園保護者代表
3	北岡 信夫	吉野町区長連合会会長
4	杉村 智子	帝塚山大学 教育学部 こども教育学科 教授
5	中前 照美	よしのこども園長
6	西澤 巧平	吉野町議会議員
7	林 豊子	子育てサポーター代表
8	東平 利次	吉野町主任児童委員代表
9	松谷 圭子	公募委員
10	山田 真路	吉野小中学校長

■配付資料

【資料 1】吉野町子ども・子育て会議委員名簿

【資料 2】第 3 期吉野町子ども・子育て支援事業計画（素案）

【資料 3】パブリックコメントについて

第 20 回吉野町子ども・子育て会議次第

【はじめに】

定刻前ではありますが、ただいまより第 20 回吉野町子ども・子育て会議を開催させていただきます。本日は皆様お忙しいところ、ご出席いただき誠にありがとうございます。本日の会議では後日、議事録を作成していただくために、会議の模様を録音させていただきますので、よろしくお願いいたします。また、記録の保存のために事務局より会議風景の撮影にご協力をお願いいたします。撮影した写真は町の HP 等で使用させていただきます場合がありますので、ご了承ください。

【出席委員数報告】

それでは事務局より本日の出席委員数を報告させていただきたいと思います。

本日の出席委員数は 10 名中 7 名になります。

(事務局)

ただいま、報告がありました通り、会議条例第 6 条 2 第項の規定に基づき、定足数に達していますので、会議は成立しています。

開会にあたりまして、杉村会長よりご挨拶いただきます。

【杉村会長挨拶】

皆さま、夜遅くにありがとうございます。今回は、前回のアンケート結果を受けまして、計画の素案ということで、第 3 期のものができあがってまいりました。これから素案について忌憚のない意見をいただき、よりよいものにしたいと思います。本日はどうぞよろしくお願いします。

(事務局)

ありがとうございました。それではこれより議事に移らせていただきたいと思います。会議条例第 6 条第 1 項に基づき、議事の進行については杉村会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【議事】

(会長)

これより議事に移らせていただきます。初めに会議録の作成について、発言者・氏名を伏せて公開することとします。委員の皆様にご確認いただいた上で、私が指名する 2 名の委員に署名を今回の対象とさせていただきます。

今回は、大矢委員、中前委員にお願いいたします。

(委員一同異議なし)

(会長)

それではこれより議題 1) 第 3 期吉野町子ども・子育て支援事業計画の素案についての審議に入ります。では、事務局より説明をよろしくお願いいたします。

(事務局)

第 3 期吉野町子ども・子育て支援事業計画（素案）について説明。

(会長)

事業計画についての素案についてご説明をいただきました。前回のものと違っているところについて、基本目標のところの 1 と 2 を入れ替えたというところ。国の施策が変わっていますので、その影響ですね。前回より見やすく全事業を整理していただいていると感じた点として、32～33 ページの体系図を見ていただくと、すべての施策が一望できるようになっています。例えば、基本目標 1 の中に（主要課題が）1～8 までありますが基本目標 1-1 の子どもと保護者の健康の確保①妊娠のための支援の充実など、それが施策の細かいところの番号となっていて、全体の事業、細かい事業の対応がわかりやすくなっています。次が、支援法に基づいた 13 の事業にプラスして子ども・子育て支援法に基づいた 3 つの事業について 76 ページの 17～19 の部分。児童福祉法で追加されたのが 75 ページの 14～16 の部分、68 ページの 1～13 までのいわゆる支援法に基づく施策は前の施策の中に盛り込まれています。そして、2 ページに総合計画という図があるのですが、この子ども・子育て事業計画と本来の施策と一体的に運用されているということを理解していただけたと思います。あとから出てきた 1～13 が独立しているわけではないということです。第 3 期吉野町子ども・子育て支援事業についてのご意見など何でもいいのでいただきたいと思います。

何もなさそうでしたら私から質問させていただいてよろしいでしょうか。32～33 ページの全体図の 1 番下の基本目標 3 のところに関して、「安心して子育てできる環境の整備」のところ。詳しく書いているのが、61 ページからになります。特に 1 の「子どもの人権尊重」のところ、いわゆる子どもの意見表明や参画機会など、子どもがどこに意見を伝えれば良いのかなど、そういった体制づくりが法改正で求められていると思われます。今回は「町ぐるみの啓発活動の推進」だけになっていて、子どもがどこに意見を伝えるのかという環境整備はここに入るのかどうか分からないですが、その点はこのまま進めるのかご意見いただきたいと思います。

(事務局)

そちらの点は町において決定されるところではありますが、やはり子どもの意見表明や権利条約といった内容が含まれていますので、基本目標 1 のところに含めてもいいかと思っています。現行の計画では子ども・子育て支援事業計画ということで、第 1 期からの計画を継承した内容になっていますので、基本方向の整理がやりやすい部分とやりにくい部分があるかなとも思います。国の流れといたしまして、こども基本法に基づいたこども計画が先に見据えた形でございます。こども計画というのは、子ども・子育て支援事業計画と子どもの貧困計画、子ども・若者計画(39 歳まで)を包含した内容になっていて、包括的な子どもの計画が国の方向性になっていますので、将来的には子ども・子育て支援事業計画はそちらに移行する流れになると思いますが、今回はまだこども計画は義務計画にはなっておりませんので、自治体の義務計画として子ども・子育て支援事業計画を位置付ける内容となっております。体系図の中で基本目標としてどこに位置付けるかは、自治体の判断として残され

ている部分になります。将来的に移行するのか不透明な部分がありますが、方向性としては移行する方へ向いているのかなと考えます。

(会長)

ありがとうございました。他にご質問などはございませんでしょうか。

それでは細かいことをお聞きしますが、33 ページの施策の方向の「健康的な生活習慣の確立への啓発」、「教育・保育環境の充実」という部分ですが、この2つの関連で端末を令和7年度に更新するという話ですが、これはパソコンやタブレットということでしょうか。

(事務局)

タブレットではなく、パソコンです。

(会長)

子どもの健康の生活習慣関連で、視力低下問題があります。たとえば、家でもスマートフォンでゲームなどをする時間が多いので、そういった健康習慣に対する啓発内容がどこかにあれば…と思いますが。子どもの視力低下は問題になっていますが、ここに書くレベルの話ではないかもしれないですが、施策が羅列している中で、行ったことに対して健康の影響等、問題点ややるべきことが見えてくるのではと思いました。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。母子関連の健康な生活習慣の推進について記載しているものの、健康管理が主軸となっているため、視力低下に関しても盛り込みたいと思います。

(副会長)

私は2か月に1回くらい仕事柄、保健センターと障害福祉担当と教育委員会の先生や子ども園の先生が来てくださり母子連絡会を開いていますが、早い時期から療育が必要な方、昔は埋もれてしまっていたことも療育につなげられるケースもあると思います。こんなにも障がいのある子どもたちに対して手厚いサポートはないのか…と思うことがあり、専門の先生を配置してほしいなどという意見も多くもらっています。関連施策としていいのかわからないが、そういったところも拾い上げてほしいなと思いました。

(会長)

ありがとうございました。事務局から何かありますでしょうか。

(事務局)

ご意見いただきありがとうございました。53 ページのところに障害児施策の充実につい

てあげておりまして、こちらで関連施策を挙げています。長寿福祉課と内容をもう一度確認して、見直しをしていきたいと思います。

(会長)

他に意見はないでしょうか。では、議事 2)「パブリックコメントについて」に移ります。パブリックコメントについて。資料 3 をご覧ください。それでは事務局より説明をお願いします。

(事務局)

パブリックコメントについて説明。

(会長)

二次元コードというのがありますが、こちらはHPにいく二次元コードということですか？二次元コードからすぐコメントを入力できるものですか？

(事務局)

HPのパブリックコメントをいただけるページにつながる形を想定しています。続けて、テーマやご意見について記入していただくものと考えています。

(会長)

たくさんのご意見をいただきたいのであれば、メールや郵送の受付に加えて二次元コードから直接打ち込めるような形であれば、今はスマートフォンも普及しているのでたくさんご意見が集まるかなと思いました。

(事務局)

今回は様式のダウンロードというところまで考えています。直接入力できる形は考えておらず、指定のメールアドレスに直接送っていただくのも構わないと思っています。

(会長)

グーグルフォームなどを使用するのが役所としてはいいということでしょうか。

(事務局)

導入時期になってはいるものの、アカウントに関する問題等があるので検討させていただきます。

(会長)

ありがとうございました。他にパブリックコメントについてご意見はございませんでしょうか。ただ今おっしゃっていただいた点を事務局で検討していただきたいと思います。では、パブリックコメントで提案させていただく事業計画について、変更・修正した素案を資料としてさせていただくということでよろしいでしょうか。

(事務局)

案内につきましても、HPに掲載できるようになりましたら二次元コードが入ったものに変えますし、素案もいただいたご意見に基づいて修正をしていきます。

(会長)

よろしくお願いします。議事3)意見交換ということで、3期の子ども・子育て支援事業計画についてでも、大きなことでもいいのでもう少しご意見を頂戴したいと思います。

(委員)

事業計画案3期について、大変内容が盛りだくさんで2期の内容も見ながら話を聞いていました。具体的に細かくどうなっていくかは色々あると思いますが、ぜひパブリックコメントで多くの方にご意見いただけたらと。いろんな方に見ていただき、ご意見をいただき、次につなげていけたらと思います。

(委員)

先程、ご指摘があったパソコン、タブレット関連の施策について、視力低下の話ですが、本校では体重測定時間を活用して子どもたちに視力の大切さについて説明したり、委員会活動で子どもが子どもに呼びかけたりする活動をしています。実際学校で施策を共有して、子どもたちによりよい教育と、吉野町の良さ、素晴らしさをいかにして伝えていけるか、考えていきたいと思います。施策に乗っかって頑張らせていただけたらと思います。

(委員)

基本目標の1に「子どもと保護者の確かな健康の支援」が先に来ているのは、すごく肌で実感しています。こども園に子育てに悩んでいる家庭の方がたくさんいると実感しています。例えば、園ではお利巧で頑張っているが、保護者がお迎えに来た途端に表情や態度が急変するような家庭が多くみられます。家では…という悩みを聞くこともあるので、できるだけ子どもたちが家庭でも園でも自分らしい姿を発揮して育ってもらいたいと思っています。もう1つ、新しい施策の中で、こども誰でも通園制度というのがありますが、よしのこども園は0、1、2歳児が多いので、どれだけニーズがあるか分らないですが、先生と小さいクラスの子どもの対比があるので、こども誰でも通園制度をうまく運営して在園の子も、新

しく通園してくれる子もお互いに豊かな体験ができ、安心して生活できる環境を整えていないと難しいと思っています。なかなか保育者が集まらないという現実もあるので、方向や体制を整えて進めていきたいと思っています。

(委員)

ありがとうございます。先生が仰った制度について、月に何時間程預かるものなのでしょうか？

(事務局)

国の方から出されているのは月 10 時間となっております。これからは時間なども検討すると思いますが、今のところは 1 人につき 10 時間です。

(委員)

ありがとうございます。吉野町には移住者もありますが、この前テレビで 2 拠点家族について報道されていて、2 つの小学校や幼稚園に半年のみ等、期間的に在籍するみたいな話がありました。東京の方でも一時期の入園入学 OK にしている自治体もあると聞いて、そういうことがあるのかと驚きました。なので、誰でも通園もそういったことを見据えての制度なのかと感じました。出産する先で一時期子どもを預けたいというニーズもあるかもしれないので、そういったことがあると安心して気楽にお産できるかもと感じました。今日素案を見て時代の流れが変わったのだなと感じました。もう 1 つ、時々橿原市の子育て支援サークルに行っていますが、橿原市では各地域のリーダーが代々受け継がれて助成金を受けながら自主的に活動をしています。自分たちも昔お世話になったから…とって自主的にしています。母親たちが自主的に何かをしたい時に、助成金を申請しないといけないというのではなく、窓口があって活動しやすいような感じになったらいいなと思いました。

(委員)

子育て支援はママに対して、女性に対してというのが一般的になっているので、パパに対してももっと支援を取り入れたらいいと思います。こども誰でも通園制度と聞いただけでは、誰でもってどこまでの範囲？と思うかもしれないので、もっと気軽に参加してもらえるような表現があるのではと思います。先程、子どもの視力の話が出ていましたが、色んな事が無償化されて、パソコンを粗雑に扱ったり物を大切に扱わないことがあります。そこで大人が子どもに物を大事にするという事を教えていかないといけないと、もう少し教育してもいいと思います。

(会長)

ありがとうございます。ちなみに、タブレットの修理費は大丈夫なのでしょうか。それは

予算に入っているのですか。自治体によっては修理費がないというところもありますが。

(委員)

壊れて何回かお持ちしたことがあります。

(会長)

国の方もどれだけ壊れるか想定していないです。子どもが扱うと必然的に、想定よりも壊れます。

(事務局)

投げることは想定していないですが、予備機を購入しています。軽微なものであれば保険で修理したり、故意であれば修理費を請求したり状況に応じて対応しています。

(会長)

貴重なご意見をいただきましたのでまとめる形で施策にも反映していただきたいと思います。

(副会長)

施策の体系のところで、基本目標が 1 と 2 が入れ替わって 1 が上に来ているのが腑に落ちました。実感として感じるのは、親がどう変わるかが子どもに直結すると思っております。先月スマートフォンの使い方について講師が来てくださって話す中で、親がどうやって管理するか、親がどう向き合うかが大切と教えていただきました。いじめ等の問題にも親同士の関係が影響することもあると思うので、子どもの成長のためにも保護者がどう変わるかは重要であると考えています。

(会長)

ありがとうございます。1 と 2 を入れ替えた意図がもう少しきちんと伝わるようにした方がいいと思います。では、議事は終了いたしました。事務局から連絡事項はありますでしょうか。

(事務局)

杉村会長、スムーズな進行ありがとうございました。また、委員の皆様お疲れ様でした。本日いただきましたご意見を踏まえて変更・修正した素案をパブリックコメントの資料とさせていただきます。また、パブリックコメントの終了後、再度変更した最終計画につきましては次回の会議までに委員の皆様にご確認をいただきます。次回は 2 月中旬に審議会開催予定です。また、会議録につきましては出来上がり次第、委員の皆様へ送付さ

させていただきます。確認次第、公開させていただきたいので、よろしくお願いいたします。

それでは、閉会のご挨拶を教育長の方からお願いいたします。

【土居教育長挨拶】

7時から約1時間半、熱心にありがとうございました。この子ども・子育て支援の法律ができたのが、平成27年で今年がちょうど10年たち、本町では5年区切りで実施しているところです。10年の中で、いろいろなことがありましたが、近くで言うとコロナの影響が大きく子どもを育てることと密接に関係していました。特に、1人1台端末は、コロナによってかなり進んだと感じます。それ以前はなかなか進めませんでしたが、コロナで登校できない子への対応として一気に進んだ印象です。そのため、いい影響・悪い影響どちらもあったと感じています。保護者・子どもの心の準備ができるまでに機械が広まったのが実態であり、例えば子どもがタブレットで初めて見たのはおかあさんといっしょであった、という家庭もあるそうです。これらのことを踏まえると、この10年間で様々なことが変わったと感じています。子どもの権利条約もそうですが、次の5年についての話を進めているため、そのあたりに流れを意識していただけたらと思っています。本日は熱い議論をしていただきありがとうございました。今後ともご協力どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、以上をもちまして第20回吉野町子ども・子育て会議を閉会いたします。

(終了)